令和８年（フ）第１２１号
島根県松江市上乃木九丁目５番27―301号　アンビジョンデュウ、住民票上の前住所島根県松江市竹矢町806番地　シャーメゾン2001―101号室
債務者　藤田マリア
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで　松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９０号
徳島県徳島市南矢三町二丁目８番11―143号　矢三高見団地県営住宅
債務者　原田　貴志
1　決定年月日時　令和８年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで　徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２５号
徳島県徳島市南矢三町三丁目７番９―406号　イータウン矢三Ⅰ、旧住所徳島県徳島市春日三丁目１番27―202号　サンキュー春日
債務者　森野　美恵（旧姓弓場）
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで　徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６８号
沖縄県那覇市字安里387番地14　レジデンス安里402
債務者　簡　みのり
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで　那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２４８号
愛知県刈谷市井ケ谷町寺山下22番地　プリムローズ寺山103号
債務者　道添　紀久
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２９２号
愛知県刈谷市高松町５丁目５番地１　アンプルールブワ高松102号、前住所愛知県刈谷市一ツ木町５丁目15番地３　グレイス一ツ木Ⅱ203号
債務者　杉下　啓五
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３２８号
愛知県額田郡幸田町大字横落字竹ノ花79番地　ライトハイツⅠ　205
債務者　菊地　清一
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３５２号
愛知県岡崎市六名本町13番地９　シティハイツむつな　203
債務者　長渡　由喜
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３６３号
愛知県みよし市三好丘緑五丁目７番地７　サンヒルズＣ棟101号、旧住所愛知県みよし市三好丘緑一丁目９番地１　ベルシティーＡ棟101号
債務者　松永　美咲
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２７２５号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目７番３号
債務者　水上　　優
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８１９号
大阪市西区立売堀６丁目６番６―304号、住民票上の住所大阪市城東区関目６丁目５番29号　プレアール関目　４Ｃ
債務者　安里　奈々
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２５１号
大阪市東住吉区矢田３丁目６番21号　ニューコーポ芝　101号
債務者　藤永　淳二
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２８３号
大阪府守口市寺方本通３丁目７番４号　101号室
債務者　井上　三郎
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２９２号
大阪市生野区巽中１丁目18番30―522号
債務者　桐島　正耶
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３４９号
大阪市阿倍野区天王寺町北２丁目24番13―903号、前住所埼玉県越谷市相模町７丁目194番地２
債務者　若宮可琳こと　ＺＨＡＮＧ　ＫＥＬＩＮこと　張　　可琳
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３５４号
大阪市福島区大開２丁目５番17―206号
債務者　竹森　健二
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部